

県立高等学校みらいのあり方検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 三重県におけるこれからの高校教育のあり方について、幅広く多様な観点・角度から議論することを目的として、「県立高等学校みらいのあり方検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は次の事項を検討する。

- (1) これからの時代を生きる子どもたちは高等学校においてどのような学びをすべきか
- (2) 上記のために、高等学校は子どもたちにとってどのような存在であるべきか
- (3) その他上記に関連する事項

(組織)

第3条 委員会は別紙の者をもって構成する。

- 2 委員会に会長を置く。
- 3 会長は、委員が互選する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、第2条に定める事項を検討するため、会議を開催する。

- 2 前項の会議は会長が招集し、会議を主宰する。
- 3 委員が会議を欠席する場合は、委員の指名する者を代理として出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員は、テレビ会議システムを利用して会議に出席することができる。
- 5 委員会は、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 6 会議は公開で行う。ただし、次に掲げる場合であって会議で非公開と決定した場合は、この限りではない。
 - (1) 非開示情報が含まれる事項について、協議・調整を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。

(報償)

第6条 委員の報償は、三重県教育委員会規定の報償費支給基準による。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、三重県教育委員会事務局教育政策課及び高校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、第4条の会議において決定する。

附則

この要綱は、令和2年10月13日から施行する。

県立高等学校みらいのあり方検討委員会 名簿

(五十音順、敬称略)

荒瀬 克己	関西国際大学 学長補佐・基盤教育機構 教授
江森 真矢子	一般社団法人まなびと 代表理事
荻原 彰	国立大学法人三重大学教育学部 教授
奥田 博貴	(株)リクルートキャリア
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院教育大学人間教育学部 准教授
倉田 麻里	NPO法人イカオ・アコ 常務理事 ゲストハウスイロンゴ 代表
玉村 典久	学校法人玉村学園一志学園高等学校 校長
辻 成尚	亀山高等学校 校長
出口 恵梨子	桑名市立光陵中学校 教諭
中村 安希	作家
中村 峻也	(株)ナカムラ工業図研 代表取締役社長
南 晶子	キッチンコンサルタント TREE FARM 経営者